被災地で行うボランティア活動の保険について

船橋市民の方が被災地でボランティア活動を行う前に、ボランティア活動保険の加入手続きをセンター窓口にて承っております。
その際、氏名（フリガナ）・住所・連絡先（緊急時に連絡のとれる番号）・年齢・活動予定先をご記入頂きます。（未成年者は、保護者の氏名・連絡先を記載願います。）

◆申し込み対象者

現住所が船橋市である活動者本人が対象です。
※市外の方、活動本人の代理手続きを行いたい方はまず、☎431-8808 までご相談下さい。（申し込めない場合もございますので、ご了承下さい）

◆申し込む際に必要なもの

①氏名、住所が記載されている身分証明書（運転免許証、保険証など）
②保険料（現金）

◆全国社会福祉協議会のボランティア活動保険

★補償は年度単位	天災タイプＡ	天災タイプＢ
平成 29 年度	500 円	710 円

※天災タイプは地震・噴火・津波によるケガも補償されるので被災地で活動される方は必須加入です。
※補償は加入手続き完了日の翌日午前０時からになりますのでご注意ください。
（途中加入される場合も補償は翌日午前０時から年度末までです）
※市内在住の方はご自宅から往復途上も補償されます。
補償内容等詳細については下記リンクよりご確認の上、予め保険タイプをお決め頂いた上でご来所下さい。
http://www.fukushihoken.co.jp/　**※保険の対象とならない場合もあります**

◆お問い合わせ・受付は下記までお願い致します。

〒273－0005　船橋市本町２丁目７番８号　船橋市福祉ビル３F
社会福祉法人　船橋市社会福祉協議会　船橋市ボランティアセンター
ＴＥＬ：０４７－４３１－８８０８（ＪＲ船橋駅より徒歩 10 分）
（受付時間：月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）９：００～17：００）